

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正する細則

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則（17 経教 細則第1号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17 経教 細則第1号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（総括保護管理者）</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を1人置き、<u>総務担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>第4条～第35条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（総括保護管理者）</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を1人置き、<u>広報・国際担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>第4条～第35条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（18 細則第21号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。